オゥンズドリーム株式会社（デイサービス花園）

# 介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、オゥンズドリーム株式会社（以下「法人」という。）給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成２４年度から創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

（支給額）

第３条　介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

（支給日）

第４条　介護職員処遇改善加算金の支給は、原則年２回（７月、12 月）に当年分を、介護職員処遇改善加算金として給与規程に規定する給与とは別に支給する。

第５条

（在籍の限定）

第６条　介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

（キャリアパス）

第７条　職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

（昇給）

第８条　昇給は資格によるものとし、別表の通り定める。

（その他）

第９条　この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

１.この規程は、平成３０年４月１日から施行する。